

令和2年度監査の執行状況

令和3年4月

岩手県監査委員事務局

目 次

| | 頁 |
|--------------------------|---|
| 第1 令和2年度監査の執行状況 | 1 |
| 1 実施計画 | 1 |
| (1) 基本方針 | 1 |
| (2) 重点項目 | 1 |
| 2 実施状況 | 1 |
| (1) 定期監査 | 1 |
| ア 監査対象機関及び実施箇所数 | |
| イ 実施時期 | |
| ウ 監査における重点項目の実施結果 | |
| (2) 随時監査 | 2 |
| ア 工事現場監査 | |
| イ その他の随時監査 | |
| (3) 財政的援助団体等監査 | 2 |
| (4) 指定金融機関等監査 | 2 |
| (5) 現金出納検査 | 2 |
| (6) 決算審査 | 2 |
| ア 普通会計の決算審査 | |
| イ 公営企業会計の決算審査 | |
| (7) 基金運用状況審査 | 2 |
| (8) 財政健全化審査 | 3 |
| ア 健全化判断比率審査 | |
| イ 資金不足比率審査 | |
| (9) 行政監査（特定テーマ） | 3 |
| 防災資機材等の整備及び管理の状況について | |
| (10) 内部統制評価報告書試行審査 | 3 |
| (11) 住民監査請求に基づく監査 | 3 |
| 第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果 | 4 |
| 1 指摘の状況 | 4 |
| 2 事務費の不適切な事務処理に係る監査 | 5 |
| 3 行政監査的視点から行った監査 | 5 |
| (1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について | 5 |

[資料編]

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | 定期監査の実施状況 | 6 |
| (1) | 監査対象機関及び実施箇所数 | 6 |
| (2) | 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表 | 7 |
| (3) | 監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査) | 8 |
| (4) | 監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査) | 15 |
| 2 | 定期監査の結果 | 16 |
| (1) | 指摘の内容 | 16 |
| (2) | 監査台帳 (抜粋) | 18 |
| 3 | 随時監査の結果 | 22 |
| (1) | 工事現場監査 | 22 |
| (2) | その他の随時監査 | 23 |
| 4 | 財政的援助団体等監査の結果 | 24 |
| (1) | 指摘の内容 | 24 |
| (2) | 監査台帳 (抜粋) | 24 |
| 5 | 行政監査 (特定テーマ) の結果 | 25 |
| | 防災資機材等の整備及び管理の状況について | 25 |
| 6 | 住民監査請求に基づく監査の結果 | 37 |
| 7 | 決算審査 | 38 |
| (1) | 令和元年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要 | 38 |
| (2) | 令和元年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要 | 39 |
| (3) | 令和元年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要 | 41 |
| (4) | 令和元年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要 | 43 |
| 8 | 定額資金運用基金運用状況審査 | 45 |
| (1) | 令和元年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要 | 45 |
| 9 | 財政健全化審査 | 46 |
| (1) | 令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要 | 46 |
| (2) | 令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要 | 51 |
| 10 | 内部統制評価報告書審査意見書の概要 | 52 |
| 11 | 監査の組織体制 | 53 |
| (1) | 監査委員 | 53 |
| (2) | 監査委員事務局組織 | 53 |

監査結果については、県公式ホームページの「岩手県報ホームページ」で公表しています。
(<https://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s19Kenpo/>)
岩手県報ホームページの「過去の県報」サイト内検索で「監査委員告示」と入力して、ご覧ください。

第1 令和2年度監査の執行状況

1 実施計画

(1) 基本方針

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施するものとする。

定期監査は、監査委員監査基準に基づき、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するとともに、監査機能の強化を図るため、内部統制体制整備、運用に伴い、内部統制に依拠した効果的かつ効率的な監査の実施により、リスクの高い事務事業に重点化した監査を実施するものとする。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施するものとする。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施するものとする。

(2) 重点項目

ア 収入事務（特に、調定の時期及び金額）

イ 支出事務（特に、補助・委託事業の完了確認及び当該事業目的の達成状況）

ウ 物品事務（特に、指定管理料で購入した県に帰属する備品の登録及び協定書の管理備品一覧への計上の有無）

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

令和2年度の定期監査の実施状況は、監査対象341機関（普通会計313機関、企業会計28機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100.0%である。

| 区分 | 令和2年度 | | | 令和元年度 | | |
|------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|
| | 対象数 | 実施数 | 実施率 | 対象数 | 実施数 | 実施率 |
| 普通会計 | 313 | 313 | 100.0% | 311 | 311 | 100.0% |
| 企業会計 | 28 | 28 | 100.0% | 28 | 28 | 100.0% |
| 計 | 341 | 341 | 100.0% | 339 | 339 | 100.0% |

イ 実施時期

| 決算・期中 | 実施時期 | 対象機関 | 会計区分 | 実施数 |
|-------|--------|--------------|------|-----|
| 決算監査 | 4月～8月 | 本庁各課・委員会 | 普通会計 | 89 |
| | | 広域振興局等 | 普通会計 | 65 |
| | | 出先機関（知事部局） | 普通会計 | 24 |
| | | 出先機関（他の執行機関） | 普通会計 | 5 |
| | 6月～8月 | 医療局本庁 | 企業会計 | 1 |
| | | 県立病院 | 企業会計 | 18 |
| | | 企業局本庁 | 企業会計 | 1 |
| 小計 | | | | 203 |
| 期中監査 | 10月～2月 | 出先機関（知事部局） | 普通会計 | 32 |
| | | 出先機関（他の執行機関） | 普通会計 | 98 |
| | | 県立病院 | 企業会計 | 8 |
| | 小計 | | | |
| 合計 | | | | 341 |

ウ 監査における重点項目の実施結果

| 重点項目 | 主な指摘内容 | 指摘件数 |
|---|---------------------|------|
| 収入事務（特に、調定の時期及び金額） | 調定の遅れ 3件 | 5件 |
| 支出事務（特に、補助・委託事業の完了確認及び当該事業目的の達成状況） | 支払の遅れ 1件、支出金額の誤り 1件 | 4件 |
| 物品事務（特に、指定管理料で購入した県に帰属する備品の登録及び協定書の管理備品一覧への計上の有無） | 物品の取得、管理又は処分の不相当 4件 | 5件 |
| 合計 | | 14件 |

(2) 随時監査

ア 工事現場監査

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに主眼をおいて実施した。

令和2年度は、9機関、18箇所について実施した。

イ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。

令和2年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を実施する必要がある事案はなかったことから実施しなかった。

(3) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、監査委員監査基準に基づき、県が財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの及び県が公の施設の管理を行わせているものについて、出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容及び手続が適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施した。

令和2年度は、監査対象58団体のうち、22団体（出資団体9団体、補助等財政的援助8団体、指定管理者5団体：複数該当5団体）を実施し、その実施率は37.9%である。

(4) 指定金融機関等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事等から要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査できることとされている。

令和2年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しなかった。

(5) 現金出納検査

県の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査することとされている。

令和2年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和2年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

令和元年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施し、令和2年9月10日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計及び岩手県工業用水道事業会計の3会計について決算審査意見書を提出した。

(7) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

令和元年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、令和2年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

(8) 財政健全化審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和2年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

| 区 分 | 令和元年度 | 平成30年度 | 増 減 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|--------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | — | — | 3.75 | 5.0 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | 8.75 | 15.0 |
| 実質公債費比率 | 15.3 | 16.7 | △ 1.4 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 221.7 | 218.3 | 3.4 | 400.0 | |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、令和元年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和2年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

| 会 計 名 | 令和元年度 | 平成30年度 | 増 減 | 経営健全化基準 |
|-------------|-------|--------|-----|---------|
| 流域下水道事業特別会計 | — | — | — | 20.0 |
| 港湾整備事業特別会計 | — | — | — | |
| 県立病院等事業会計 | — | — | — | |
| 電気事業会計 | — | — | — | |
| 工業用水道事業会計 | — | — | — | |

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(9) 行政監査（特定テーマ）

令和2年度においては、防災資機材等の整備及び管理の状況をテーマに、防災資機材及び備蓄物資が適切に整備、管理されているか等を検証し、災害時における迅速な活用等を確保することを目的として行政監査を実施した。

| 監査対象 | 監査意見 |
|--|---------------|
| (1) 対象とした事務 防災資機材及び備蓄物資の整備及び管理に係る事務 ※防災資機材：水防用資機材、空中消火用資機材等 備蓄物資：食料、飲料水等 (2) 対象機関 防災資機材の所管室課（3室課）、物資備蓄防災拠点の管理者（5機関）及び防災計画等を所管する総務部総合防災室 | ・全体の評価 ・意見 |

(10) 内部統制評価報告書審査

監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された令和元年度岩手県内部統制評価報告書について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から審査を実施し、令和2年9月10日に審査意見書を提出した。なお、地方自治法に基づく議会への報告及び公表は令和2年度分の内部統制評価報告書からとなることから、今年度の審査は試行的に実施したものである。

(11) 住民監査請求に基づく監査

令和2年度において、当該請求はなかった。

第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

1 指摘の状況

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は31件（普通会計27件、企業会計4件）となっており、令和元年度に比べて2件増加している。

主な内容は、調定の遅れなど収入事務の不適當なものが5件、支払いの遅れ、支出金額の誤り、諸手当の誤支給など支出事務の不適當なものが4件、財産台帳等を整理していないもの、物品の取得、管理又は処分の手続などの財産管理の不適當なものが11件、その他不適當なものとして契約事務2件、行政事務が9件となっている。

なお、指摘としたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

| 区分 | 指摘事項 | 監査対象機関 | R2年度 件数 | R元年度 件数 | 増減 |
|-------|----------------------------------|---|------------|------------|------|
| 予算経理 | | (0件) | 0 | 0 | 0 |
| 収入事務 | ○調定が遅れているもの | スポーツ振興課 農業大学校 大船渡病院 (3件) | 5 | 1 | 4 |
| | ○所属年度又は歳入科目を誤っているもの | 文化振興課 (1件) | | | |
| | ○納期限が不適當なもの | 農業大学校 (1件) | | | |
| 支出事務 | ○支払を行っていないもの | 観光・プロモーション室 (1件) | 4 | 18 | △ 14 |
| | ○支払が遅れているもの | 復興局 (1件) | | | |
| | ○支出金額を誤っているもの | 建設技術振興課 (1件) | | | |
| | ○報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの | 中部教育事務所 (1件) | | | |
| 契約事務 | ○入札保証金又は契約保証金に係る事務処理が不適當なもの | 大船渡病院 (1件) | 2 | 0 | 2 |
| | ○その他契約事務の不適當 | 沿岸) 経営企画部 (1件) | | | |
| 工事の執行 | | (0件) | 0 | 3 | △ 3 |
| 補助金事務 | | (0件) | 0 | 0 | 0 |
| 財産管理 | ○財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの | 文化振興課 岩泉土木センター 二戸高等技術専門校 花巻空港事務所 江刺病院 (5件) | 11 | 5 | 6 |
| | ○物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの | 医療政策室 観光・プロモーション室 花巻農林振興センター 久慈病院 (4件) | | | |

| | | | | | |
|------|--|---|----|----|---|
| | ○物品検収が不適当なもの | 環境保健研究センター (1件) | | | |
| | ○その他財産管理の不適当 | 久慈工業高等学校 (1件) | | | |
| 行政事務 | ○事務事業の執行の不適当(運営方法又は手続に適切さを欠いているもの) | 盛岡第一高等学校 前沢明峰支援学校 (2件) | 9 | 2 | 7 |
| | ○執行管理体制の不適当(法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの) | 県北・沿岸振興室 流通課 花巻土木センター 中部農業改良普及センター (4件) | | | |
| | ○執行管理体制の不適当(執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの) | 宮古高等看護学院 総合教育センター 花巻北高等学校 (3件) | | | |
| 計 | | | 31 | 29 | 2 |

2 事務費の不適当な事務処理に係る監査

過去に発生した需用費等の不適当な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適当な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について

県立学校における「学校徴収金及び団体徴収金の管理等」について、事故防止や適正な会計事務処理のための内部統制が十分に機能しているかなどを主な視点として、監査を行った。